

防火管理者の資格を有する者について

防火管理者とは、多数の者が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者を言います。

消防法では、一定規模の防火対象物の管理権原者は、当該防火対象物において「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」で、資格を有する者の中から防火管理者を選任して、防火管理業務を行わせなければならないとされています。

次のいずれかに該当する者については、乙種防火管理者又は甲種防火管理者の資格を有する者として認められます。

- ◆甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了した者
- ◆学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者又は当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの ※未指定
- ◆市町村の消防職員で、消防士長又は技術吏員である係長以上の職に1年以上あった者
- ◆労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者
- ◆防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- ◆危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- ◆鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者として選任された者又は同条第1項の規定により保安統括者として選任された者
- ◆消防庁の職員、都道府県の消防防災主管課の職員のうち、消防防災担当者、消防学校の教職員で係長又は係長相当職以上の職に1年以上あった者
- ◆警察官、皇宮護衛官又は火災原因調査に携わる技官及び技術吏員で巡査部長以上の職に3年以上あった者
- ◆建築主事、建築副主事(1級建築士試験に合格した者に限る。)又は1級建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有する者
- ◆市町村の消防団員で、班長以上の職に3年以上あった者
- ◆防火管理制度発足以前の防火管理に関する講習を修了した者